

【検証】第3期幕別町地域福祉計画の実施状況について					
基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
1 やさしさにあふれるまちづくり	1 子育てにやさしい環境づくり	(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等	・幼児期の学校教育・保育の一体的提供 少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携を含め、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めます。	△	○幼児期から小学校の教育活動への円滑な移行を図り、幼稚園教育の充実や小学校への入学時における学校のつまずきをなくすため、教育支援委員会専門部会による幼稚園・保育所訪問の実施や、就学児検診時に学校相談ブースを設け、連携体制の強化を図っている。 ○幕別区域では、少子化に伴う児童数の減少等の課題を抱えていることから、令和6年4月に幕別中央保育所園舎を利用した保育所型認定こども園の開設を進めており、保育所・幼稚園の児童が就学前から一緒に過ごすことで小学校へのより滑らかな接続につながるなど、児童にとっても就学前の良い環境の確保を図る。 ○令和4年度には、認定こども園移行に係る保護者に対する意見聴取、先進事例の視察を行った。その後、民生、総務文教常任委員会で説明を行い、方針に係るパブリックコメントを実施した。今後は令和6年度開園に向けて条例等の整備を進める。
		・幼児期の学校教育・保育の充実	核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等において、施設整備や保育サービスの充実に努めます。	◎	○待機児童の解消や施設の老朽化対策、教育・保育の一体的提供として、家庭的保育事業所への受け入れ支援(令和4年度開始)や認定こども園移行にかかる取り組みを実施している。 ○教育時間以外の時間において、在園児を幼稚園で保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため預かり保育を実施。
		(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進	・地域子ども・子育て支援事業の推進 家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めます。	◎	○あそびの広場を保育所(園)、図書館(令和4年度開始)で実施 ・幕別・札内 毎月実施 ・青葉保育園・南保育園 隔月実施 ・図書館 年2回実施 ○子育て支援センター事業 ○一時保育事業 ○子育て短期支援事業(ショートステイ) ○ファミリー・サポート・センター事業 ○学童保育所を幕別地域(1カ所)、札内地域(4カ所)、忠類地域(1カ所)に設置

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・子育て支援のネットワークづくり	地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から出産子育て期を安心して過ごすことができるよう、幕別・札内・忠類の各地域で保健師や助産師による健康相談・保健指導を行っている。 ○子育てサークル育成支援事業 ○子育てボランティアの推進 令和4年度から、ファミリー・サポート・センター事業の一環として「子育てサポート」を立ち上げ、町の各種行事の託児を行っている。 ○広報紙、ホームページ等を活用し、子育て家庭に向けた情報提供を行うとともに、「幕別町子育て応援サポートブック『まくはぐ』」を作成し、母子健康手帳交付時や転入時に配布している。
		・児童の健全育成	地域社会の中で異年齢の子ども同士の遊びや学習など様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ○幕別地域(1カ所)、札内地域(4カ所)、忠類地域(1カ所))にそれぞれ設置している学童保育所については、小学校1年生から6年生までの児童を受入。土曜日は、一般開放日として設定し、学童保育所に在籍していない児童も利用可。 ○毎月19日を幕別町教育の日として位置付け、地域参加型の学校づくりを推進。
		(3) 特に支援を必要とする子どもへの取り組みへの推進			
		・児童虐待防止対策の充実	児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然予防の重要性や早期発見、早期対応が求められています。このため、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力し総合的な支援に努めます。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議とケース検討会の開催により、関係機関の情報共有と個々のケースの効果的な支援策を協議している。 ○「児童虐待防止」、「児童虐待に対する学校・教職員の役割・責務」について掲載したチラシを作成し、例年、町内の各小・中学校の全児童に配布している。 ○児童虐待防止対策と関わりの深い、「幕別町子どもの権利に関する条例」の普及・啓発のため、例年、小学校高学年・中学生の対象学年に向けてパンフレットの配布や、小学生を対象に「子どもの権利絵画コンテスト」を実施している。 ○オレンジリボン運動の推進
		・ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭は、子育てを行う上で、生活の基盤が不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。このため、ひとり親家庭が安心して子育てでき、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚届出(相談)の際、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金(道事業)をはじめとした各種制度の情報提供を行い、ひとり親家庭の経済的、社会的自立につなげられるよう支援している。併せて、広報紙や町ホームページを活用した制度周知を行っている。
		・障がい児施策の充実等	障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査事業・保健指導の実施 (妊婦一般健康診査、妊婦超音波検査、3か月児健診、7か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診) ○障がいのある子どもに対して必要な児童発達支援や放課後等デイサービスの支給決定により、療育の機会を提供し、日中一時支援事業を活用し、子どもの居場所や保護者の育児への負担軽減を図っている。

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		(4) 子どもの貧困対策の推進			
		・相談・生活支援の充実	子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点となることから、関係する機関が共通認識のもと、子どもの支援の視点で各種支援につながるよう相談や生活支援の充実に努めます。	◎	○利用者支援事業や各種保健事業などを通じて、子どもの貧困等による諸問題の相談(発見)があった際には、関係機関と連携を図り、必要な社会資源へつなげられるよう支援に努めている。
2 地域福祉活動を担う人材の育成	(1) 福祉意識の醸成				
		・福祉教育の推進	地域福祉を推進していくためには、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進していくことが必要です。このため、学校や福祉関係者との連携のもと、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発するとともに、地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。	◎	○小中学校における障がい理解促進を推進しており、令和4年度は小学校において障がい理解について様々なテーマで福祉課職員や帯広聾学校教員が4回授業を実施した。
		・地域福祉に関する理解を深める取組の推進	地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなってきた現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。	◎	○自立支援協議会定例会において、様々なテーマを設け障がい者を取り巻く環境や支援の方法について考える場の提供を行っている。 ○ヘルプマーク、ヘルプカード、障害者週間、発達障害週間などについて、広報等で周知を図ったほか、小学校において障がい理解啓発の授業を行った。
		(2) 地域福祉活動を担う人材の育成			
		・地域福祉活動を担う人材の育成	地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられており、地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題となっていることから、地域福祉に対する地域住民の意識や気運を高めるとともに、福祉関係者との連携のもと地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。	◎	○地域福祉を担う人材を対象とした研修会への支援の実施
		・ボランティアの養成	ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターと連携を図りながら、活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成に努めます。	◎	○ボランティア団体の活動を支援する社会福祉協議会への補助の実施
2 ともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動の推進			
		・地域で支える仕組みの充実	民生委員・児童委員や行政区などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守る体制の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における事業者や団体に協力を得て実施している「高齢者見守りネットワーク事業」を推進します。さらに、地域資源の開発とネットワーク化、ニーズと地域資源のマッチングを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域住民が主体的に行っている見守りや支え合いの活動が地域に広がっていくよう活動を支援することで、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。	◎	○民生委員児童委員見守り活動の実施 ○高齢者見守りネットワーク事業の実施 ○介護予防・日常生活支援総合事業(生活支援コーディネーターの配置や協議会の実施)

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・地域サロン等交流機会の促進	身近な場所で高齢者や障がいのある人などが交流できる地域サロンを促進し、閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見に努めます。また、地域活動支援センターなどの文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進します。	△	○地域活動支援センターを中心として、地域との触れ合いや地域と共に活動していく地域サロンなどの取り組みを検討していく。(令和2～4年度は地域活動支援センターによる地域との交流事業などがコロナにより実施できず) ○地域サロンへの活動補助を行う社会福祉協議会への補助を実施 ○しらかば大学への支援 ・月1回の専門科目と教養科目の開催 ・体育祭、大学祭、管外視察研修の実施
		(2) 協働のまちづくりの推進			
		・協働のまちづくり支援事業	地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業の経費の一部を支援します。 住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解されるよう今後も情報の提供に努め、「協働のまちづくり検討委員会」において住民要望に即した事業の追加や見直しを図っていきます。	◎	○協働のまちづくり支援事業の実施 協働のまちづくり検討委員会(年1回)により事業内容の検討、見直しを行っている。
2 地域福祉を支える団体活動の推進	(1) 社会福祉協議会との連携				
		・社会福祉協議会活動支援	社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置付けられており、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社会福祉協議会の活動を支援します。	◎	○社会福祉協議会運営事業への支援の実施
		(2) 地域福祉を支える団体の活動支援			
		・ボランティア団体等の活動支援	制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない人のニーズや日常生活でのちょっとした困りごとへの対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要なことから、ボランティア団体等の活動を支援します。 また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。	◎	○社会福祉協議会と連携したボランティア団体への支援の実施
		・民生委員・児童委員協議会の活動支援	社会奉仕の精神で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。	◎	○民生委員児童委員活動支援の実施
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進			
		・生活習慣病の発症予防と重症化予防	特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるよう、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制の整備を行います。メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組みます。	◎	○特定健康診査等の実施 ○特定保健指導の実施 ○健診事後教室の実施 ・2か月ダイエットチャレンジ(R3より実施)
		・健康に関する生活習慣の改善	栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善をライフステージに合わせて取り組みます。	◎	○健康づくり講座をはじめとした健康教育の実施 ○各種健康相談の実施 ・母子健康相談 ・ママカフェ(産前産後サポート事業)

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・健康を支え、守るための社会環境の整備	自分自身の取り組み(自助)、家族や地域等の支援(共助)、行政や関係機関等の支援(公助)のそれぞれの立場で健康づくりに積極的に取り組むため、情報共有や多分野連携を推進します。	◎	○健康づくり推進協議会を中心に、健康づくりに関する事業の推進と評価を実施 ○関係各課と情報共有し連携した事業への取り組み
		(2) 医療との連携			
		・医療との連携	誰もが健康で安全な生活を送るために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するため、保健・福祉と医療の連携に努めます。	◎	○各種予防接種事業の実施 ○各種健康診査・がん検診事業の実施 ○各種予防接種事業、日曜当番医制度、へき地巡回診療事業の実施 ○嘱託医師会議の開催
2 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 相談体制の充実				
		・相談体制の充実	地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、身近な地域での相談機関の機能充実を図ります。また、町の保健福祉に関する各分野の連携を進め、サービスを必要とする町民がわかりやすく利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口「札内住民相談室」の周知に努めます。地域にある関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、「とかち生活安心センター」や「十勝障がい者総合相談支援センター」などの専門的な相談機関につなぎます。	◎	○地域包括支援センター事業として総合相談を実施(幕別・札内・忠類地区) ○幕別町自立支援協議会相談支援部会において相談支援における事例検討等を通して個々の能力向上を図り相談機関機能の向上を図っているほか、就労・発達などのコーディネーターを配置し、内容に応じて関係機関と連携し対応に当たっている。
		・断らない相談支援体制の構築	支援を必要とする人は、多様で複合的な問題を抱えているケースが多く、1つの窓口や個々の制度では対応しきれないケースが増えていることから、ひきこもりや介護、生活困窮など、様々な問題にワンストップで対応するため、「断らない相談支援体制」を構築し、福祉制度につながりにくい人を継続的に支援できる体制の構築に努めます。	△	○複雑化・複合化した地域生活課題を抱え、福祉的支援を必要とする住民及びその住民の属する世帯の課題を把握し、関係機関との連携等により、その課題を解決していく仕組みづくり ・重層的支援体制整備事業(令和5年度～)
		・いのち支える体制の強化	連携体制の強化を目的に府内に設置した「いのち支える連携会議」において、保健、福祉、教育等関係各課が連携し、自殺の動機につながりやすい様々な社会的要因のある町民に対し、適切かつ総合的な支援に努めるとともに、関係職員を対象に、人材育成を目的とした研修を実施することで、自殺対策に係る体制強化に努めます。	◎	○住民とかかわる関係職員が、自殺対策の一翼を担っている共通の意識を持ち、各部署が連携を図ることで相談者を総合的に支援できるよう自殺対策に係る体制強化を図っている。 ・「いのちを支える連携会議」の開催

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		(2) 情報提供体制の整備			
		・情報提供体制の整備	福祉・保健・医療など、地域で安心して生活するために必要な情報を集約できる仕組みづくりを推進するとともに、多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を進めます。	◎	○関係部署及び関係機関との連携による情報共有化及び情報提供体制の整備 ○障がいのある人などに障がい福祉制度ガイドブック「みんなのふくし」を配布 ○在宅医療・介護相談窓口を設置。医療・介護の関係者の相談受付や退院時の医療・介護事業所相互の紹介を実施。
3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実	(1) 高齢者福祉の支援体制の充実				
		・適切な介護サービスの提供	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに必要な介護基盤サービスの整備を促進します。また、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。	◎	○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業により、地域の基盤体制の整備と介護支援専門員のサポートを実施。 ○介護基盤サービス整備の促進及び、地域包括支援センターを中心とした相談体制の確保の推進。
		・高齢者の就労支援	高齢者就労センターは、豊富な経験や技能をもった60歳以上の方を会員とし、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、今後も高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材の確保を進めるとともに高齢者就労センターの理念にあった雇用機会の拡大が図られよう支援に努めます。また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めます。	◎	○高齢者就労センター事業を行う社会福祉協議会への補助を実施
		・高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」と自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに培った能力や経験を生かし社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなどの生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。また、老人クラブは、会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことが課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいをもち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを目指すために、その機能が維持されていくよう支援します。	◎	○老人クラブ連合会への支援の実施 ○人生学博士の認定 ○幕別はたらき隊支援事業「介護アシスタント」の実施
		・認知症施策の推進	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図ります。認知症になってしまっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を推進します。また、認知症高齢者が徘徊しても、安全に日常生活に戻ることができる高齢者等SOSネットワーク事業の体制充実と徘徊高齢者家族支援事業により、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの開設や運営を支援します。	◎	○認知症サポーター養成講座の開催 ○高齢者SOSネットワーク事業の体制充実 ○徘徊高齢者家族支援事業の実施 ○認知症地域支援推進員による認知症初期集中支援チームの活動。 ○認知症カフェに対する支援
		・ひとり暮らし高齢者等の支援	このため、高齢者見守りネットワーク事業による見守りや、各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援します。また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取り組みとして、安否確認の体制の充実を図ります。	◎	○高齢者見守りネットワーク事業による見守りの実施。 ○介護保険補完事業(お元気ですか訪問・緊急通報システム・食の自立支援サービス)の実施。 ○各種在宅サービス事業による日常生活の支援
		・介護者への支援体制	介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとなどを相談できる地域包括支援センターを中心として、在宅介護支援センターとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。さらに、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部を助成し、在宅介護の継続を支援します。	◎	○地域包括支援センターを中心とした、総合相談を実施。 ○介護保険補完事業(介護用品等給付事業)の実施。 ○介護者の集いへの支援

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・介護予防施策の推進	介護予防は、運動機能の向上や栄養改善、認知症予防といった、心身機能の改善のような高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域における「活動」や、「社会参加」といった、高齢者を取り巻く環境へのアプローチにも力を入れ、地域の中に「居場所」や「役割」をつくり、人と人とのつながりの中で、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した住民同士が支えあうコミュニティを形成し、結果として介護予防につながるような「地域づくり型の介護予防」を目指します。	◎	○地域サロンや老人クラブなどへの地域リハビリテーションの実施。 ○介護・認知症予防のための普及啓発(出前講座、体力測定、軽度認知機能検査など) ○介護・認知症予防教室の実施。 ○介護予防ポイント制度の実施。
		(2) 障がい者の自立支援と社会参加			
		・障がいへの理解促進	障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中でも自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要であることから、「地域における福祉啓発の推進」や「障がいへの理解教育の促進」、「ふれあい広場に対する支援」、「ヘルプマーク・ヘルプカードなどの障がい者マークの周知活動」などにより、地域住民の障がいへの理解促進に努め、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。	◎	○ヘルプマーク、ヘルプカード、障害者週間、発達障害週間などについて、広報等で周知を図ったほか、小学校において障がい者理解に係る授業を行った。
		・障がい者の生活支援の充実	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。また、障がいのある人の中で就労が困難である人や通院等で経済的に困窮している障がいのある人の経済的自立への支援に努めます。	◎	○相談支援や基幹相談支援センターにおいてニーズを把握し、必要な障害福祉サービスの提供を行っている。また、通院・通所等による経済的負担を軽減するための交通費助成や補装具、日常生活用具給付事業を実施している。
		・障がい者の雇用・就業の推進	障がいのある人の社会参加と生きがいづくりや経済的自立のため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会を中心に就労支援を引き続き推進します。さらに「まくべつ就労促進かふえ」を継続し、関係機関とも連携しながら、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。また、「障がい者職場体験事業」、「障がい者チャレンジ雇用事業」の継続実施をはじめ、一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労継続支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。	◎	○就労支援コーディネーターの配置により職場体験事業やチャレンジ雇用事業の参加者と事業実施中に面談を重ね、今後の一般就労に向けアドバイスを行ったり、本人を交えた関係者会議を開催するなどの支援を行っている。
		・発達支援システムの確立	相談支援体制・情報提供の充実、心理士による評価・判定の実施、専門職による療育機能の充実など、乳幼児期から成人期までの発達上の困り感を持つ子どもや家族のニーズ、ライフステージに応じた支援体制の構築・強化を推進します。また、地域資源の活用、関係機関の連携強化を促進するとともに、ニーズに応じた支援がライフステージごとに継続されていくことを目的に、個別支援計画およびサポートファイルの活用を促進します。	◎	○発達相談 ○心理士による評価・判定 ○療法士委託事業 ○ペアレントトレーニング（保護者支援） ○サポートファイル事業 ○発達支援講演会 年2回実施
		(3) 低所得者等の福祉の推進			
		・低所得者福祉の推進	低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。	◎	○生活相談による各種制度の紹介、支援 ○生活あんしんセンター事業の実施(道)
		・生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。	◎	○生活相談による各種制度の紹介、支援 ○生活あんしんセンター事業の実施(道)

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
	4 切れ目のない権利擁護システムの推進	(1) 人権を尊重する社会の形成	・人権意識の啓発 地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行うとともに、帯広人権擁護委員協議会により、毎月第3水曜日に開設されている特設人権相談を継続して支援します。	◎	○特設人権相談窓口の設置及び人権教室実施に伴う支援 ・特設人権相談 ①幕別地区(毎月開催) 偶数月-幕別会場(役場1階会議室) 奇数月-札内会場(札内コミュニティプラザ) ②忠類地区(年4回開催) 4月、7月、10月、1月-忠類ふれあいセンター福寿 ○人権教室 ○人権の花運動
		・配偶者からの暴力被害者への支援	配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。また、状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置及び被害者の相談・一時保護を行うとともに、一時保護後の自立などの支援に努めます。	◎	○関係機関と連携した各種DV支援措置への支援
		・高齢者や障がい者の権利擁護	高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。また、虐待防止等に関する啓発普及に努めます。	◎	○地域包括支援センター事業による高齢者虐待に関する相談、対応の実施。 ○疑わしい場合を含め虐待等の案件が判明した場合には、警察、児童相談所、北海道等関係機関と連携を取りながら対応に当たっているが、その都度の対応となっている。なお、令和4年度は障がい者への虐待通報はなかった。
		(2) 成年後見制度等の推進	・成年後見制度の推進 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の活用を推進します。そのため、本町における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中心機関に指定し関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。	△	○成年後見制度利用促進基本計画の策定はできていない。 ○中核機関の指定はできていないが、指定に向けての検討を実施。 ○「まくべつ障がい者福祉プラン2021」の中で「成年後見制度の周知及び事業の推進」を記載している。令和4年度は障がい者1件の成年後見制度の町長申立制度の活用があった。 ○社会福祉協議会の後見実施機関と連携した、成年後見制度の普及啓発、相談体制整備の実施。
		・日常生活自立支援事業の活用推進	社会福祉協議会が取り組んでいる、判断能力が不十分な方を対象とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発を通じた支援に努めています。	◎	○社会福祉協議会と連携した事業の普及啓発の実施 ○障害福祉サービス事業所に対する「日常生活自立支援事業」の周知活動
		(3) アイヌの人たちへの福祉の推進	・アイヌの人たちへの生活支援・活動支援 アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図るため、生活館の運営事業を継続するとともに、安定した生活が営めるよう相談体制の充実に努めます。また、アイヌ協会の運営の支援を行うとともに、アイヌ文化の保存と伝承のための活動も支援しています。	◎	○千住生活館運営事業の継続 ○各種アイヌ文化活動支援の実施
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	(1) 生活環境の整備	・良好な生活環境の確保 高齢者や障がい者に配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、景観とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。また、地震災害などに強い公共施設等の建設や改修に努めます。	◎	○近隣センター改修事業 上忠類近隣センターのバリアフリー改修工事 ○公営住宅長寿命化事業 新あかしや南団地のバリアフリー住戸の整備

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		(2) 災害時に備えた体制の整備			
		・要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性	災害が発生し、又はその恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者について、円滑かつ迅速に避難がなされるよう、予め支援が必要な者を「避難行動要支援者」(以下、「要支援者」という。)としてその把握に努めることが必要です。「自分たちのまち、地域は自分で守る」という精神のもと地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を図ることに努めます。	◎	○本人の同意に基づき「避難行動要支援者名簿」を町内会長や民生委員等に提供 ○自主防災組織が実施する避難訓練等の支援 ○防災に関する「まちづくり出前講座」の実施
		・町民一人ひとりが取り組むこと	・防災のしおりを参考に、常日頃から非常持ち出し防災用品及び備蓄品を準備し、「自助」による防災力を高めます。 ・災害に備えて、災害区分(地震・津波時、洪水時、土砂災害時)ごとに示されている指定緊急避難場所や指定避難所を確認し、日頃から災害を想定した準備を心がけます。 ・隣近所にどのような人が住んでいるか把握します。 ・万が一の災害時には、自身や家族の安全避難を第一に考えるとともに、隣近所の安否も確認し、必要に応じて適切な機関に連絡できるよう心がけます。 ・日頃から、地域等での防災訓練や防災に関する講習会等に積極的に参加するとともに、地域の交流等にも参加するなど、自らが防災力を高めるよう努めます。	◎	○まちづくり出前講座への参加勧奨
		・地域が取り組むこと	・地域住民相互の交流を図り、安心・安全な地域社会の構築が図られるよう努めます。 ・行政から示される「避難行動要支援者名簿」を参考に地域において、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時の支援体制の整備に努めます。 ・災害時の「共助」としての自主防災組織の育成を図るとともに、避難訓練等を実施し、地域の防災力を向上に努めます。	◎	○自主防災組織設立の支援 ○自主防災組織が実施する避難訓練等の支援
		・事業者が取り組むこと	・地域での避難訓練や防災活動に協力、支援を行います。 ・災害時における支援体制を整備します。 ・自主的な防災組織の設置を図ります。 ・浸水想定区域の要配慮者利用施設は、洪水時の避難確保計画を作成するとともに、避難の確保を図るために必要な訓練を実施します。	◎	○要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成支援
		・行政が取り組むこと	・災害対策基本法第49条の10第1項及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に基づき、町民課、福祉課及び保健課が協力し避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、災害時に活用できるよう、情報の把握、管理、更新を図り、災害時における連携体制を構築します。 ・要支援者に対して、災害時の迅速な避難や安否の確認等のため、本人の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者、機関に名簿を提供するなど情報共有体制を構築します。 ・要支援者に、日頃から災害時の情報伝達方法、支援体制、対応方法等を周知します。 ・要支援者支援体制構築のため、研修会や講演会等の開催、広報紙等を活用し住民への周知を図ります。 ・福祉避難所及び備蓄品等の整備について計画的に整備します。 ・自主防災組織(行政区)の防災活動を支援するため、出前講座などで「協働のまちづくり支援事業」の周知と活用を呼び掛け、自助・共助機能の強化を図ります。 ・住民相互の活動を支援し、安心安全な地域社会の構築が図られる取り組みを推進します。 ・日頃から、民生委員・児童委員、自主防災組織(公区)、関係機関等との連携を図り、見守り活動、支援体制を構築します。	◎	○避難行動要支援者名簿の作成 ○避難行動要支援者同意者名簿の提供 ○防災出前講座の実施 ○備蓄品の整備 ○自主防災組織設立支援 ○広報を活用した防災情報の周知・啓発(毎月)